

# 食品安全委員会第 354 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 11 月 4 日（木） 13:59～14:31

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 2 品目

① *trans*-2-ペンテナール ②イソキノリン

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等 2 品目

①チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7* 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 8 品種を除く）

②BR151 (pUAQ2) 株を利用して生産された 6- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼ

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・農薬「クロルピリホス」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全委員会の 10 月の運営について

(4) 食品安全関係情報（10 月 9 日～10 月 22 日収集分）について

(5) その他

#### 4. 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、本郷情報・緊急時対応課長、原嶋勸告広報課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

#### 5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「*trans*-2-ペンテナール」及び「イソキノリン」の食品安全  
基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と  
コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ  
*B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 系統とコウチュウ目害虫抵抗性  
トウモロコシ MIR604 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート  
耐性トウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統  
からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 8 品種を  
除く）」及び「BR151 (pUAQ2) 株を利用して生産された 6- $\alpha$ -グルカノトランス  
フェラーゼ」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈クロルピリホス〉

資料 3 食品安全委員会の 10 月の運営について

資料 4 - 1 食品安全関係情報（10 月 9 日～10 月 22 日収集分）について

資料 4 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

#### 6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から、第 354 回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第 354 回会合）議事次第」に従いまして、本

日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の紙のほかに、資料 1 - 1 は「食品健康影響評価について」という公印の付いたものです。

資料 1 - 2 は、*trans*-2-ペンテナールについて。

資料 1 - 3 は、チョウ目害虫抵抗性のものについて

資料 2 は「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈クロルピリホス〉」。

資料 3 は「食品安全委員会の 10 月の運営について」。

資料 4 - 1 は「食品安全関係情報（10 月 9 日～10 月 22 日収集分）について」。

資料 4 - 2 は「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

最初に、食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明についてです。

資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 10 月 29 日付けで添加物 2 品目、11 月 1 日付けで遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず添加物 2 品目について、厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料 1 - 2 をお願いいたします。表裏になっております。

厚生労働省では、平成 14 年から FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議で国際的に安全性評価が終了している、米国、EU 等で広く使用が認められているものについて、企業からの要請を待つことなく指定に向けた検討を進めてきておりまして、今までにも多くの品目の評価を依頼してきたところでございますけれども、今般 2 品目につきまして評価資料がまとまったことから、添加物として

の指定等の検討を開始するにあたり、食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づきまして、評価を依頼するものでございます。

まず、1 品目目が「*trans*-2-ペンテナール」でございます。

用途は、香料です。

成分概要にありますように、バター、後発酵茶、グアバ等々の食品に含有される成分でございます。

海外では、焼菓子、ソフト・キャンデー、その他いろんな加工食品において使用されている成分でございます。

続きまして、裏面が「イソキノリン」でございます。

こちらも用途は、香料でございます。

牛乳、かつおぶしに含まれる成分でございます。

欧米では、アルコール飲料、焼菓子、ゼラチン・プリン類等々の加工食品に使用されている香料でございます。

この 2 品目につきまして、食品健康影響評価をお願いいたしまして、評価結果をいただきましたら、添加物指定の可否、規格基準の策定といった手続を進めたいと思っております。

以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本 2 件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。

続きまして、遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして、引き続き、森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○**森口基準審査課長** 資料 1-3 をお願いいたします。タイトルは 7 行にも掛かる非常に長い形になっておりますけれども、今般、組換え DNA 技術応用食品トウモロコシについての評価をお願いするものでございます。

わかりやすくするために 1 ページめくっていただきまして、2 枚目の表で確認していただければと思います。

今回のものは、品種としては、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統といった、5 系統の既に評価をいただいておりますデント種のトウ

モロコシの組合せにつきまして評価をお願いするものでございます。

この5種類のうち2つを組合せたもの、3つを組合せたもの、4つを組合せたもの、全部を組合せたもの、都合2つの組合せですと10通り、3つの組合せですと10通り、4つの組合せですと5通り、全部の組合せですと1通り、全部で26の組合せが対象になります。

1ページ戻っていただきまして、表紙の3.の下に「\* 既に安全性審査を経た旨の公表を行った品種」として、ここにあります8つの組合せにつきましては、評価を既にいただいておりますので、残り18品種について評価をお願いするものでございます。

本品の食品としての利用目的や利用方法等は、従来のトウモロコシと相違はございません。

もう一件、この資料の最後のページになりますけれども、BR151 (pUAQ2) 株 を利用して生産された6- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼという酵素の食品添加物についてでございます。

本品目は、*Bacillus subtilis* BR151 株を宿主とし、*Aquifex aeolicus* 由来の改変 Aq722 遺伝子を含む発現プラスミド pUAQ2 を導入して得られた形質転換体 BR151 (pUAQ2) 株より生産されるものでございます。

発現プラスミド pUAQ2 構築過程におきまして、*Staphylococcus aureus* 由来のプラスミド pUB110 を利用しているため、本菌株にカナマイシンヌクレオチジルトランスフェラーゼ遺伝子及びブレオマイシン耐性遺伝子が含まれておりますけれども、pUB110 は食品用酵素製造に長期間安全に使用されてきた歴史があり、安全性上の懸念はないとされております。最終製品には生産菌株は含まれないことが確認されているものでございます。

利用目的及び利用方法に関しましては、従来の6- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼと相違はございません。

以上、2つの遺伝子組換えにつきまして、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づきまして評価を依頼しているものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。

村田さん、どうぞ。

○村田委員 最初の組合せがたくさんあるものなのですからけれども、ちょっと教えてほしいのは、概要のところと同じことが書いてあるものがあると思うんです。例えばコウチュウ目害虫抵抗性とかね。こういうものは、何でわざわざ2つのものをかけ合わせるのですか。その利点というのはどう

いうものなのでしょうか。

最後に書いてあるグリホサートというのは、前の4つのどれにもないわけなので、多分入れれば何か新しいことが増えるので、利点があるのはわかるような気がするのですが、同じものが2つあるというのは、遺伝子は違うみたいなのですが、具体的な利点というのはどういうものが挙げられるのでしょうか。

○森口基準審査課長 一応、害虫の目としては一緒なのですが、遺伝子が違うものですから、対象となる実際の昆虫は違ってきます。

○村田委員 それならよく分かりました。

○小泉委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○小泉委員長 ほかに御質問はございませんか。よろしいですね。

それでは、本2件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。森口課長、どうもありがとうございました。

## (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見についてです。

農薬1品目に関する食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 お手元の資料2に基づきまして、御説明いたします。

資料2「クロルピリホス」の農薬評価書でございますが、4ページの「審議の経緯」を御覧いただければと思います。ページの下の方から「－第2版関係－」とございます。今回の評価の関係がこちらでございまして、昨年の10月に農林水産大臣から飼料中の残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

9ページをお願いいたします。「7. 開発の経緯」にございますように、この農薬は殺虫剤でござ

ざいます。我が国では 1971 年に食用作物について農薬登録され、海外では、米国、英国、フランス等で農薬として登録されているということでございます。

今回は 2 回目の食品健康影響評価ということでございますので、主に、新たに提出されました資料の関係を御説明いたします。

まず、10 ページからの「1. 動物体内運命試験」の関係でございます。13 ページの「(5) ヤギ」のデータが追加になっておりまして、この試験では、尿及び糞中に 79~89% TAR の放射能が認められたというデータがございます。14 ページの「(6) ニワトリ」のデータでは、88~94% TAR が糞尿中に排泄されたということです。

19 ページ「6. 作物等残留試験」の「(2) 畜産物残留試験」が追加されております。ウシの乳汁、ブタの筋肉及び鶏卵では  $0.03 \mu\text{g/g}$  以下と高い値ではないということでございました。

28 ページから「11. 慢性毒性試験及び発がん性試験」がございます。こちらの関係では、データの追加はございませんが、このものがコリンエステラーゼという酵素を阻害する作用を有する農薬ということで、関連のデータを主に改めて検討しておりまして、29 ページの「(3) 2 年間慢性毒性試験 (ラット)」を御覧いただければと思いますが、例えばこちらの 6 行目の「赤血球 ChE 活性阻害 (20%以上)」というように、コリンエステラーゼの活性阻害について 20%以上という判断の基準を追記しております。このほかの試験につきましても、この 20%以上ということを追記しております。

なお、この試験につきましては、認められた所見についての説明を追記しておりすけれども、古い試験でありまして、コリンエステラーゼ活性阻害の測定値の信頼性が乏しいと考えられ、他に類似の試験があることから、参考値として、今回、評価の対象としていないといったことも記載しております。

38 ページ、イヌにおける AChE 活性阻害についての予備検討ということですが、こちらの 5 行目にありますように、20%以上の阻害が認められたドーズ「 $0.6 \text{ mg/kg}$  体重/日以上投与群」といったことを追記しております。下から 3 行目のところもそういった記載の整理を行っております。

39 ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」でございます。

新たな知見の関係といたしましては、ページ半ばから少し上の方にありますように、畜産動物における体内運命試験に関する記載を追加しており、毒性試験の関係では、このページの下から 12 行目のところにありますように、「各種毒性試験の結果から」というところがございますが、「主な影響は脳及び赤血球 ChE 活性阻害であった」ということを記載しております。

40 ページの 2 から 7 行目にかけて、サルとヒトの試験について、もともとこれらのデータは ADI の設定根拠に含めていませんでしたが、その関係の説明について追記をしております。

今回検討した結果、ADIの変更はございませんでした。

本件につきましては、パブリック・コメントの手続を行わずに、この結果をもちまして、関係機関の方に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「クロルピリホスの1日摂取許容量を0.001 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

### (3) 食品安全委員会の10月の運営について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

食品安全委員会の10月の運営についてです。事務局から報告をお願いします。

○西村総務課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御報告申し上げます。食品安全委員会の10月の運営報告です。

まず、10月7日の委員会は、遺伝子組換え食品等専門調査会の審議結果報告がございました。4品目につきまして評価結果を通知しております。そのほか、9月の運営報告と食品安全関係情報の報告がございました。

10月14日の委員会は、都合4品目につきまして評価結果を通知しております。

そのほか「食の安全ダイヤル」の報告がございました。

10月21日の委員会は、1品目について評価の要請があり、1品目について評価結果を通知しております。そのほか、モニターの報告、食品安全関係情報の報告がございました。

2ページ目、10月28日の委員会は、2品目について評価結果を通知しております。

そのほか、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループが10月15日に開催されております。

専門調査会の運営です。農薬専門調査会では、評価第二部会が10月1日、評価第三部会が10月6日、評価第四部会が10月13日、幹事会が10月20日、評価第一部会が10月22日にそれぞれ開

催されております。

器具・容器包装専門調査会が10月1日、化学物質・汚染物質専門調査会の清涼飲料水部会が10月25日、かび毒・自然毒等専門調査会が10月26日、遺伝子組換え食品等専門調査会が10月27日、肥料・飼料等専門調査会が10月27日にそれぞれ開催されております。

意見交換会といたしまして、10月8日、16日、18日、26日にそれぞれ開催されております。

そのほか、講師等派遣ということで、記載のシンポジウム等に小泉委員長及び畑江委員の派遣が行われたところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

#### (4) 食品安全関係情報（10月9日～10月22日収集分）について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。食品安全関係情報（10月9日～10月22日収集分）についてです。事務局から報告をお願いします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、資料4-1及び4-2に基づきまして、食品安全関係情報について御報告いたします。

まず、資料4-1ですが、10月9日から10月22日にかけて収集した情報をハザード別、地域別に分類して一覧表にしたものでございます。合計で111の情報を収集しておりますが、今回はこれらの中から2件の情報について紹介いたします。

資料4-2を御覧ください。

化学物質分野から、欧州食品安全機関（EFSA）が10月7日に公表した食用黄色4号（タートラジン（E 102））など食用アゾ色素10種の食品成分リスト収載の妥当性に関する科学的意見書について紹介いたします。

1. です。欧州委員会の諮問を受けて、食用アゾ色素である食用黄色4号、食用黄色5号、カルモイシンなど10種を指令2000/13/ECの附属書Ⅲaに定める食品成分リストに収載することの妥当性に関する科学的意見を科学パネルは求められておまして、本意見書は、食用アゾ色素が、経口暴露後のヒトに不耐性反応などを引き起こす可能性について検討するものでございます。

2. では、課題といたしまして、当該色素の経口暴露による不耐性反応など誘発性の検討に当たり、二重盲検プラセボ対照の食物負荷試験の原則に従って定義された基準により適切に管理された

大規模臨床試験が不足していること、また、試験のほとんどが感受性を有するヒトについて行ったものであるとしております。

3. です。食用黄色 4 号不耐性の発現頻度は、食品によってじんましん及び血管性浮腫が誘発される被験者の 1 %未満である。感受性を有するヒトにおいて、食用黄色 4 号及び食用赤色 102 号に対する不耐性反応が少数例、並びに食用黄色 5 号及び食用赤色 2 号に対する更に少ない数の不耐性反応例が報告されている。

食用アゾ色素を含む色素混合物に対する不耐性反応はわずかし報告されていない。不耐性反応には、じんましん、眼瞼浮腫、顔面紅潮及び小児の多動性行動が含まれるとのことでございます。

4. です。検討対象の食用色素について、現在の使用量においては、単独又は複合経口暴露がヒトに重篤な有害作用を引き起こす可能性は低いと当該パネルは結論づけております。

2 ページ、関連情報のところ です。

欧州食品安全機関は、2007 年 10 月に、サザンプトン大学が行った着色料と子どもの多動性に関する研究について更に詳細な評価が必要とのプレスリリースを公表し、研究で使用されたサンセツトイエローなどの 6 種類の着色料に関しては、優先的に再評価を実施しておりまして、その結果については、下記の URL から入手可能でございます。

なお、最後のところにありますが、これらの再評価書におきまして、サザンプトン大学の McCann らによる研究の所見は、以前に設定した各着色料の ADI 変更の根拠にはできないとしております。

3 ページを御覧いただきたいと思っております。

微生物分野からは、フランス食品環境労働衛生安全庁 (ANSES) が、10 月 22 日に発行しました人獣共通感染症を特集した疫学報告特別号について紹介をいたします。

本文の概要につきましては、2 行目の中ほどからです。

昨今の検査手法の進歩、関係機関の相互協力によって人獣共通病原体の分子生物学的特性や疫学特性がより明確になり、その感染経路に対する理解が高まってきております。ヒトと環境の相互作用によって再興しつつある人獣共通感染症は今後の大きな関心事であり、特に病原体の薬剤耐性が増えつつあることに留意すべきであるとしております。

目次は以下のとおりでございますが、環境の変化などにより再興しつつある人獣共通感染症を取り上げております。

1. 人獣共通病原体から人獣共通感染症へ。ここでは最近の傾向について多様性と単一性という用語を用いまして、上記のような概要を説明しております。

2. ライムボレリア症です。注 1 にありますが、ライム病ボレリアと呼ばれる細菌の媒介動物であるマダニに刺されることで感染するものでございます。このライムボレリア症については、一般

的状况と新たな宿主動物シベリアシマリスがイル・ド・フランス州に導入されたことの影響としてまとめております。

3. フランス大都市でのリーシュマニア症です。注2にあります。リーシュマニア原虫の媒介動物であるサシチョウバエに刺されることで感染いたします。リーシュマニア症については、イヌの媒介性疾患としても注目されておまして、国内よりもアフリカなどから輸入されたケースが多いと報告されております。

4. オウム病です。注3にあります。オウム病クラミジアと呼ばれる細菌を保有する鳥の排泄物からの病原体の吸入感染が主体ですが、口移しの給餌や噛まれて感染することもまれにあります。このオウム病につきましては、現在の傾向、サーベイランス及び調査の結果といたしまして、鳥類からヒトに感染が広まったのではないかとまとめられております。

5. 炭疽です。注4にあります。炭疽菌に感染した動物やその体液、分泌物に接触することによって感染いたします。炭疽菌は芽胞体として土壌中に存在しております。この炭疽につきましては、2009年夏の集団発生と過去10年間の発生報告、ヒトの症例が報告されております。

具体的にはここには書いていないのですが、主な感染動物は牛であります。2009年には22件の発生が報告されております。ヒトでは2008年に3件の発生が報告されておまして、これは家畜の内臓を取り扱って、皮膚炭疽に感染したものであるとされております。

6. E型肝炎です。注5にあります。E型肝炎ウイルスは途上国では主に水を介して感染しますが、我が国ではウイルスに汚染された食品や動物の臓器・肉の生食によって感染いたします。このE型肝炎につきましては、ヒトの疫学の総括、動物宿主に関する新たな知見としてまとめております。

これもここに書いておりませんが、具体的には、ブタ特に肝臓が感染源となっている症例が多数あり、そのほかイノシシ、シカなどからもウイルスが検出されているということでございます。ヒトでは2006年に38件、2008年に218件の発生が報告されているようでございます。

7. エキノコックス症です。注6にあります。エキノコックス属条虫の虫卵を含むキツネ、イヌなどの糞便から経口感染します。このエキノコックス症につきましては、キツネと家畜の新たな疫学的傾向、ヒトの肺胞エキノコックスとしてキツネの生息地の広がりとの関係などについて報告されております。

最後は8. 牛結核病です。注7にあります。牛型結核菌に感染した動物との直接接触のほか、牛型結核菌に汚染された食品の摂取によって感染いたします。この牛型結核病につきましては、野生の感染、牛型結核菌によるヒトへの感染例について報告しております。

これもここに書いてございませぬけれども、具体的には、牛につきましては2002年にフランス

の中東部に再流行がありまして、また、ヒトでは 2009 年に 7 症例が報告されているようでございます。

なお、注意書きにそれぞれの感染症の日本での感染報告を追記しておりますので、御参照ください。報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いします。

畑江さん、どうぞ。

○畑江委員 化学物質の方なのですけれども、2. の最後の方に「試験のほとんどが感受性を有するヒト」と書いてありますね。このままでもいいかもしれませんが、これをもうちょっとわかりやすい言葉に言い直した方がいかがでしょうか。例えばこれは何かアレルギーを有するヒトとか、そういうことですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 例えばそういうことだと理解しております。

○畑江委員 読者にはもうちょっと違う言葉にした方がいいと思います。追加でもいいですけども、まだ間に合いますか。

○本郷情報・緊急時対応課長 御指摘ありがとうございます。一応この報告書は直訳しているものですから、原文がそうだったので、こういった表現になっているのだと思います。今の御指摘を踏まえまして、わかりやすく注意書きを加えるなどして、調整したいと思います。

○畑江委員 お願いします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

今、言われた「感受性を有するヒト」と「アレルギーを有するヒト」という言葉が本当に正しいのでしょうか。「感受性を有する」というのは、みんな入るのではないかなと思うのです。ただ発症するかしないかとか、そういう意味もあるかなという気がします。

○畑江委員 でも「試験のほとんどが感受性を有するヒトについて行ったものである」と書いてあ

るので、何かちょっと。

○小泉委員長 いろいろ検討していただければと思います。

○本郷情報・緊急時対応課長 今回の御指摘を踏まえて、よく調べて、書き直すなり、注意書きを付すなりしてみたいと思います。

○小泉委員長 わかりやすくお願いします。

それから、同じところの3.の「白血球破砕性血管炎」という病名を聞いたことがなかったので、私も調べ、事務局の方でも調べていただきますと、報告者が一時的にとりあえず「皮膚白血球破砕性血管炎」という名前を書いたということなので、一般的に使われる病名ではないのではないかと思います。

といいますのは、病名というのは、統計をとる関係上、非常に正確に書かないといけないと思います。ほとんどが第10版の国際疾病分類に基づいてカルテに書くという指導が大学病院等で行われているように思いますので、珍しい病名、個人的に付けられた病名というのは余り使わない方がいいのではないかと思います。その辺もここには説明は加えてあるのですが、「国際疾病分類によるものではない」というぐらいは書いておかないと誤解を招くという気もいたします。

ほかに御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに議事はございますか。

○西村総務課長 ほかにございません。

○小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、11月11日木曜日14時から開催を予定しております。

また、当委員会では『食品安全』という季刊誌を発行しております。このたび発行いたしましたvol.24では、「食品による窒息事故についてのリスク評価」につきまして特集をしております。リスク評価を行った背景、あるいはリスク評価の方法、その結果等について御紹介をしております。当季刊誌は食品安全委員会のホームページにも記載しておりますので、是非御覧いただければと思います。

以上をもちまして、第354回「食品安全委員会」会合を閉会といたします。どうもありがとうございました。